

**募集要項****外務省****「平成30年度日本人学生のインターンシップ支援事業」**

このたび、外務省では、今後の日米関係における主導的な役割を担う人材の育成を目指し、日米同盟関係の強化に繋げるため「日本人学生のインターンシップ支援事業」を実施いたします。

米国での就業体験を通じて、将来的に国際社会で主体的にリーダーシップを発揮していきたい、又は今までにない新しい価値を築いていけるグローバル人材を目指したいという志の高い学生の皆さまのご応募をお待ちしております。

**1. 事業主体**

- 企画：外務省北米第一課
- 運営：株式会社JTB／特定非営利活動法人国際青少年交流協会

**2. インターンシップ概要**

- 研修地：アメリカ合衆国内
- 期間・人数：（長期）2018年10月頃より約12か月間　約3名  
（中期）2018年10月頃より約6か月間　約8名  
※応募状況により、人数及び期間に変更の可能性があります。
- 研修先：主に日米同盟強化に有効で発信力の高い米国連邦議員事務所、州議会議員事務所、米政府機関、シンクタンク等を予定
- 取得ビザ：J1ビザ（交流訪問者）
- 参加資格
  - 在学中の大学生、大学院生及びこれらを卒業して1年以内の方。
  - 日本国籍を有する方（二重国籍不可）
  - 今回のインターンシップ派遣先に関連のある学部・学科等に在籍中または卒業した方。  
※在籍する学部・学科等が本プログラムに該当するかわからない場合は事務局まで御連絡ください。
  - 米国研修に対応可能な英語運用能力を有すると認められる方。  
目安）TOEIC 825以上、TOEFL iBT100以上、IELTS 8以上、英検準1級以上  
※英語力のスコアが絶対条件ではありません。スコアを有していなくても十分な英語力を有すると認められる場合には対象となります。
  - 保護者/後見人等より同意を得られる方。

注）下記の項目に当てはまる場合、申込不可となります

- 上記参加資格を満たしていない方
- 正規学生として米国の大学に在籍している方、最終学歴が米国の大学の方、米国移民ビザ取得者等（J1ビザの規定上対象外となります）
- 過去に他のプログラムにてJ1/InternまたはJ1/Traineeビザを取得した方、および同種の公的プログラム（日本国や米国の公的支援を受けたプログラム）に参加経験がある方  
（交換留学や高等学校留学、ワークトラベル等でJ1ビザを取得した方は応募可能となります）
- 日本または海外にて犯罪歴のある方
- 出発時点で6か月以上休学している、また実務経験から離れている方
- 過去に米国ビザの発給を米国大使館/領事館、移民局に却下された事がある方

### 3. 本プログラムの費用について

本府のプログラムに係る費用の一部を下記の通り日本国政府が負担いたします

#### 【政府が負担する費用】

- 研修先選定諸費用
- DS2019（米国 J1 ビザ滞在許可証）申請/取得諸費用
- 研修期間中の米国傷害保険費用
- SEVIS 費用
- 往復国際航空チケット費用（成田または羽田空港発着予定のエコノミークラス）  
※航空会社・経路について応募者が指定することはできません。
- 米国大使館 J1 ビザ申請費用
- 滞在支援費：10 万円/月（長期・中期）  
※支給月数は派遣期間小数点第一位までとなります（例：長期 10 万円×11.5 か月）  
※滞在費については滞在中に掛かる費用の全てを賄うものではございません。派遣先都市により住居費用や物価が異なるため、不足分についてはご自身でご負担頂く必要がございますこと、予めご承知願います。

#### 【参加者の自己負担が必要となる経費（例）】

- パスポート、各種証明書等取得費
- 日本国内の移動にかかわる費用 米国派遣先 Placement 手続きにかかわる交通費等、J1 ビザ申請にかかわる交通費、オリエンテーション及び成果共有会（帰国後実施）参加にかかわる交通費
- 出発・帰着空港（成田または羽田空港予定）までの交通費
- 米国内国際線着発空港～派遣先・滞在先までの交通費
- 米国内の移動にかかわる費用 宿泊先～派遣先までの交通費
- 渡航手続きに要する費用（パスポート取得に要する費用等）
- 現地で発生する個人の経費（土産物代、電話代、食費等）
- 滞在費（家賃・ホームステイ等宿泊滞在費） 等

### 4. 参加者募集概要

#### 【募集期間】

2018 年 7 月 5 日（木）-2018 年 7 月 25 日（水）17 時

#### 【選考】

- 各募集人員に沿い、7 月 31 日までに書類選考を実施いたします。
- 書類選考を通過した応募者に対して事務局より順次ご連絡いたします。  
※書類選考通過のご連絡につきましては選考を通過された方のみへのご連絡となります。  
※尚、選考に通過された方が辞退された場合に、繰り上げにて応募頂きました方へ後日ご連絡させて頂く場合がございます。
- 書類選考を通過した応募者に対してインタビュー審査が実施されます。

#### 【申込登録方法】 2018 年 7 月 5 日（木）受付開始

(1) 下記 URL の参加申込登録フォームに必要事項入力の上、ご登録ください。

<https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/index.html> \*パソコンから登録ください。

登録の前に URL <https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/hinagata.html> から下記の書式と記入例をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記申込サイトにデータをアップロードしてください。

- ✓ 推薦保証状兼同意書、誓約書（所定フォームに記入）
- ✓ 英文レジュメ（記入見本あり、Word 形式で提出）
- ✓ 英文カバーレター（記入見本あり、研修先に向けた自己 PR レター、Word 形式で提出）

(2) 上記（1）に基づく書類選考後、選考通過者にはメールにて通知いたします。通知後 7 日以内にそのメールに記載の URL から下記の書類を Zip ファイル（御名前記入）に纏めアップロードしてください。

- ✓ 旅券（パスポート）の顔写真のある見開きページのコピー（PDF）
- ✓ 大学以降の英文卒業証明書または英文在籍証明書（Full time Student である旨、明記のあるもの）のコピー（PDF）

- ✓ 大学以降の英文成績証明書のコピー（PDF）
- ✓ 英語力スコア保持者のみ、英語能力を証明する書類（TOEIC, TOEFL, IELTS、英検等証明書、なるべく3年以内のもの）のコピー（PDF）
- ✓ 過去に取得した米国ビザ関連書類（ビザスタンプコピー/I-20, DS-2019）
- ✓ 証明写真（直近6ヶ月以内に撮影、背景白、JPG/JPEG、ファイルに御名前記入）  
※眼鏡は外してください。また髪の毛が眉にかからないようご注意ください
- ✓ 英文エッセイ（所定フォームに記入）

## 申込登録にあたっての注意事項

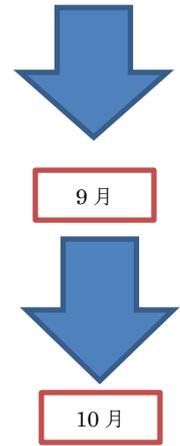
1. 選考にあたり、応募者の意に沿えない結果になったとしても、その結果に対する異議申し立てはお受けいたしかねますのでご了承ください。
2. 米国へ期間中渡航可能な残存有効期限のある旅券を保持または取得いただくことが必要となります。
3. インターンシップ先機関、渡航先については、原則として応募者が選ぶことはできません。
4. 中期、長期に重複して応募することも可能です。但、いずれか選考の結果、不採用となりました場合には、追加にてご応募頂くことは出来ません。
5. 選考後は、やむを得ない人道上の理由等を除き応募者の自己都合による辞退等は受け付け兼ねます。
6. 参加決定後において応募者の事故都合により参加を辞退される場合、それまでに発生した費用については応募者ご本人に負担いただきます。
7. 審査においては書類選考通過者に対し英語および適性インタビューを実施いたします。能力が不十分と判断された場合、選考後であっても参加をお断りする場合があります。
8. 運営者からの協力要請に著しく非協力である場合は、参加をお断りする場合があります。
9. J1 プログラム団体の指定する米国傷害保険に加入いただきます。
10. DS2019 や J1 ビザの発給は保証されるものではありません。（米国側で決めます）
11. 応募者及び派遣先の事情を考慮し、出発時期（派遣開始時期）が前後する可能性があります。
12. 派遣先が決定するまで、また DS2019 や J1 ビザを取得するまでに、想定よりも時間がかかるケースがありますので事前にご了承ください。
13. DS2019 や J1 ビザの発給の却下、発行の遅延、入国不可等により応募者に何らかの損害が発生した場合、外務省、(株)JTB、特定非営利活動法人国際青少年交流協会は一切の責を負いません。
14. 研修期間中は、定められた研修計画に従っていただきます。
15. 研修終了後は必ず日本に帰国していただきます。（研修終了後に継続して米国に滞在することはできません）
16. 研修期間中に米国の法律や J1 の規則を遵守できなかった場合、米国滞在が取り消され強制帰国になることがあります。
17. 研修期間中に米国でアルバイトなどの就労活動を行うことはできません。
18. 応募者の自己都合による旅程の変更（研修先の変更、滞在延長、発着地の変更等）は認められません。
19. 米国での研修開始後において、応募者の自己都合により研修期間を全うせず途中帰国する場合、その航空代金・その他交通費は応募者の自己負担となります。
20. 申請時および各種手続き時には日本国内に滞在していただくことが必要となります。
21. 過去にビザを取得し米国滞在をしている場合は、その時の滞在資格・滞在期間によりお申込みできない場合があります。
22. 参加者は出発前オリエンテーションおよび帰国後の成果共有会には出席する義務を有します。

## 5. 申し込み～渡米までの流れ

- (1) 申込登録：申込専用サイト <https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/index.html> にて申込
- (2) 書類審査
- (3) 書類審査通過者追加書類のアップロード
- (4) インタビュー選考
- (5) Placement 候補者の決定（外務省が決定）



- (6) 研修先との Placement (研修先企業担当者との skype による面接)
- (7) J1 ビザおよび米国滞在許可証 DS2019 申請必要書類のご提出  
 <必要書類例>預金残高証明書 (英文・ドル表記)、英文エッセイ、推薦状 等
- (8) 研修先の決定、DS2019 申請開始
- (9) 米国国務省認可の J1 プログラム団体とのインタビュー
- (10) DS2019 の取得
- (11) 米国大使館/領事館面接予約→面接 (東京または大阪)
- (12) J1 ビザ取得 (12) の面接後、通常 1 週間
- (13) 航空チケットの予約 (事務局) / 滞在先の手配 (各個人) \*サポート
- (14) 出発前オリエンテーション 全員参加
- (15) 渡米→研修の開始



上記行程についてはあくまでも目安であり、状況により順番の前後や追加項目が発生する場合がありますので事前のご了承とご協力をお願いいたします。

## 6. J1/Intern ビザについて (参考)

J1 ビザは、米国民と外国の人々との相互理解を深めることを目的とされた「交換訪問者ビザ」であり、米国国務省の教育文化局が監督する『交流訪問者プログラム』の参加者に与えられます。J1 は 14 のカテゴリーにて分類され、各カテゴリーにおいて米国での就労・研究・留学活動が許可されますが、本プログラムにおいては 14 カテゴリー中の『Intern』を利用します。

J1/Intern は大学生・大学院生向け (卒業後 1 年以内も対象) の研修ビザとなり、最長で 12 ヶ月の研修期間+前後 30 日間の滞在を合法的に許可されます。

J1 ビザの取得には、米国国務省が認定した交換訪問者プログラム運営団体より厳正な審査を受け、参加適正を証明する滞在許可証「DS-2019」の発給を受けた後に、米国大使館/領事館にて J1 ビザの発給を受けることとなります。

## 7. 個人情報の取扱い

応募フォームに記載された情報は次のような目的で利用します。

- (1) 応募フォーム及び添付書類は、ご応募者との連絡のために利用させていただくほか、採否審査、事業実施、事業評価のため、外部有識者等に必要な範囲で提供することがあります。提供する際、外部有識者等の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
- (2) 派遣者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、ホームページ、その他の広報資料に掲載される統計資料作成に利用されます。さらに、事業の実施地に所在する日本大使館・総領事館等の在外公館にも、事業概要と併せ情報提供することがあります。
- (3) 派遣者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、広報のため、報道機関や他団体に知らせることがあります。
- (4) 選考された場合、登録フォームに記入された連絡先に、事業のフォローアップのためアンケートをお送りすることがあります。
- (5) 選考後 J-1 ビザを取得していただきますが、J-1 ビザでインターンシッププログラムに参加された方は、米国大使館「国務省人物交流プログラム同窓生 (State Alumni)」と認定され氏名、メールアドレスが登録されます。その為 State Alumni の情報等のご案内が行く可能性がございます。

\* 当社の「個人情報の取り扱いについて」: [https://www.itbcorp.jp/jp/privacy/jtb/pi\\_handling.asp](https://www.itbcorp.jp/jp/privacy/jtb/pi_handling.asp)

申込先: 外務省 HP (右記 web サイト) からどうぞ→  
 申込サイトは 7 月 5 日から開設となります。

外務省 平成 30 年度日本人学生のインターンシップ支援事業

## 8. 問い合わせ先

〒100-6051 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 23 階  
 株式会社 JTB 霞が関事業部内 米国インターンシップ事務局  
 担当: 笹井、吉岡、竹内 (浩司)  
 【Tel】 03-6737-9275 【Fax】 03-6737-9264 営業時間 9:30~17:30  
 E-Mail: [beikokuinternship@jtb.com](mailto:beikokuinternship@jtb.com) (土日祝休業)